

役員報酬規程

特定非営利活動法人えがおさんさん

特定非営利活動法人えがおさんさん 役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えがおさんさん（以下「法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員及び監事の報酬に関する事項を定める。

（報酬）

第2条 法人は役員と監事に対して役員報酬を支給しない。
ただし非常勤理事、監事の理事会、社員総会出席に対して日当を日額10,000円（源泉所得税等徴収前）支給する
又監事の監査に対する日当として日額20,000円（源泉所得税等徴収前）とする。

（支給日）

第3条 支給日は次のとおりとする。
上記第2条の法人業務（監査・理事会等）を行った翌月の他の職員の給与支給と同じ日に支給する。

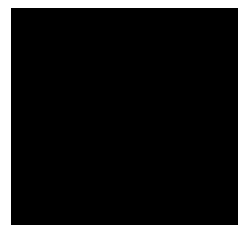
（改正）

第4条 この規程の施行・改正は、理事会の議決を経て施行・改正する。

附則

この規程は、2024年3月29日から施行する。

給 与 規 程



特定非営利活動法人えがおさんさん

特定非営利活動法人えがおさんさん給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則（以下「規則」という）第72条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

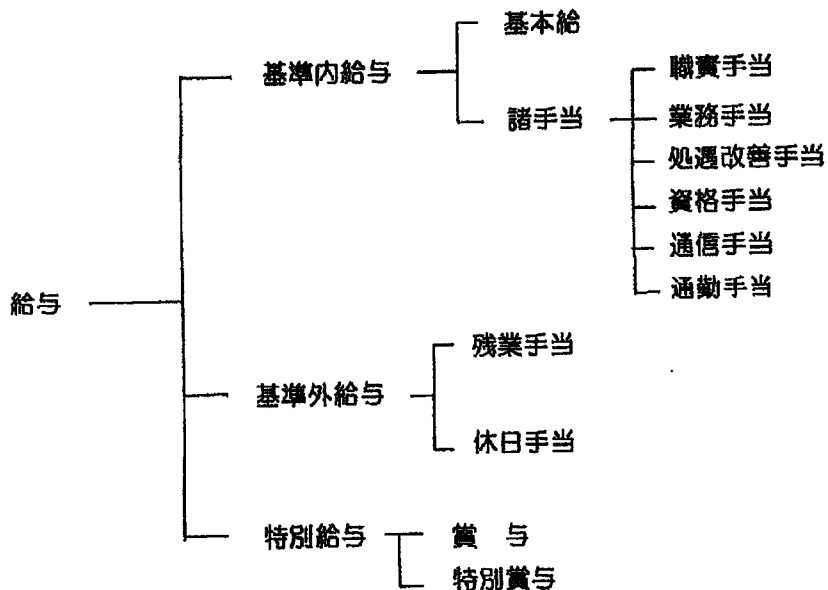
(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める職員に適用する。

(給与の構成)

第3条 この規程でいう給与とは、次のとおりとする。

なお、当社の給与体系は、能力主義を基本とする。



2 前項の他、法人は臨時又は暫定的に手当を支給することがある。

第2章 給与

(給与の計算期間)

第4条 給与は月給制とし、当月の1日より当月末日で締め、計算する。

(支払日)

第5条 給与の支払日は、毎月25日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(支払方法)

第6条 給与は、職員の同意を得て、本人名義銀行口座への振込によりその全額を支払う。

(給与の控除)

第7条 給与を支払う際には、次のものを控除して支払う。

- ①源泉所得税
- ②住民税
- ③雇用保険料
- ④健康保険料
- ⑤介護保険料
- ⑥厚生年金保険料
- ⑦職員代表との協定で定めたもの

(給与の臨時支払い)

第8条 第5条の規定にかかわらず、職員又はその収入によって生計を維持する者が、次に掲げる事項に該当するときは、既往の労働に対する給与を支払う。

- ①出産の場合
- ②業務上の負傷又は疾病のため費用を要する場合
- ③天災その他災害を被った場合
- ④婚礼又は葬儀の費用に充てる場合
- ⑤その他やむを得ない事情があると法人が認めた場合

(遺族の範囲及び順位)

第9条 職員が死亡した場合における既往の労働に対する給与の支払いは、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族補償を受けるべき者に関する規定に準じてこれを行うものとする。

(中途採用者、退職者及び復職者、欠勤者、休職者の給与計算)

第10条 給与計算期間の中途において入職、退職又は復職、休職した月給者の諸手当の計算は実勤務日数により支給う。なお、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

(基本給・能力給)

第 11 条 基本給は、勤続年数、年齢、資格などを総合的に評価し決定する。昇給・高級の範囲は、別に等級表を定める。

2 能力給は、定められた等級と年次評価によって、年度ごとに定められた額を支給する。

(職責手当)

第 12 条 職責手当は、役職に応じた手当で、役職ごとに定められた金額を支給する。

① 理事	50,000 円
② 管理者	20,000 円
③ 所長・サービス提供責任者・児童発達支援管理者	10,000 円
④ 主任者	5,000 円

(業務手当)

第 13 条 業務手当は、通常業務以外に法人から委任された運転業務や委員会業務に対して、決められた金額を月額で支給する。

(処遇改善手当)

第 14 条 訪問介護、放課後等デイサービス、児童発達支援に従事する職員に対しては

以下国が定めた処遇改善に関する加算に対して特別手当又は基本給、賞与の一部として支給することがある。

2. 平成 27 年 5 月に決定した福祉・介護職員処遇改善加算（以下処遇改善加算）により国は法人に処遇改善等の要件を満たしていることを条件に加算額を交付する。法人は、交付された加算額を上記該当職員に月次の手当として支給する。又これ以外に基本給、賞与の一部として支給することもある。
3. 令和元年 10 月の障害福祉サービス報酬改定において福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）により国は法人に対して 3 項の加算の交付やその他処遇改善の要件を満たしていることを条件に加算額を交付する。法人は交付された加算額を上記該当職員に対しては月次の手当として支給する。又これ以外に基本給、賞与として支給することもある。
4. 令和 4 年度 10 月の障害福祉サービス報酬改定において（以下福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）が決定され、原則該当職員の賃上げに使用することを条件に国は法人に加算額を交付する。法人は交付された加算額を月次の手当とし該当職員に配分する。又該当職員にはこれ以外に基本給、賞与として支給することもある。

(資格手当)

第 15 条 資格手当は、会社が有用と認めた以下の資格に対して、上位の資格一つに対して支払う。

① 看護師	50,000 円
② 准看護師	40,000 円
③ 作業療法士・理学療法士	30,000 円

- | | |
|-----------------|----------|
| ④ 介護福祉士・保育士 | 20,000 円 |
| ⑤ 介護初任者研修・児童指導員 | 10,000 円 |

(通信手当)

第 16 条 通信手当は、個人所有の携帯電話を業務で使用する者に対して、定額を支給する。

(通勤手当)

第 17 条 通勤手当は、別に定める「通勤規定」の定めにより、実費に相当する金額を支給する。

(時間外手当)

第 18 条 時間外手当は、法人が職務給として評価・決定した手当以外に時間外労働時間を命じた場合に、次の計算により職務給との差額を支給する。なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{法定時間外労働時間数} \times 1.25$$

- 2 前項の定めにかかわらず、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間の合計が 60 時間を経過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 60 \text{ 時間超法定時間外労働時間数} \times 1.5$$

(休日手当)

第 19 条 休日手当は、法人が職務給として評価・決定した手当以外に休日労働を命じた場合に、勤務に服した非管理者の職員に対し、次の計算により職務給との差額を支給する。なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

【法定休日の場合】

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{休日労働時間数} \times 1.35$$

【法定外休日の場合】

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{休日労働時間数} \times 1.25$$

(深夜手当)

第 20 条 深夜手当は、法人が職務給として評価・決定した手当以外に深夜労働（午後 10 時より午前 5 時）を命じた場合に、次の計算により支給する。なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて計算する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当 (通勤手当を除く)}}{\text{月平均所定労働時間}} \times \text{深夜労働時間数} \times 0.25$$

月平均所定労働時間

(適用除外)

第 21 条 第 1 2 条、第 1 3 条の規定は労働基準法第 4 1 条第 2 号に該当する管理・監督の地位にある者には適用しない。また、裁量労働の対象者には第 1 2 条の規定は適用しない。

(休業手当)

第 22 条 法人の責に帰すべき事由により職員を休業させた場合においては、休業 1 日につき、労働基準法第 1 2 条により算出された平均給与の 6 0 % を支給する。

(年次有給休暇手当)

第 23 条 職員が、年次有給休暇を取得した場合においては、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の給与を支給する。

(昇給)

第 24 条 昇給は、法人の業績及び経済情勢を勘案したうえで、原則として年 1 回行う。ただし、経済的その他の事情によっては、昇給を行わないことがある。また、成績が特に優秀な者、その他の事情により必要と認めた者には、臨時に昇給を行うことがある。

(昇給資格者及び欠格者)

第 25 条 定期昇給及び臨時昇給は、引続き 6 ヶ月以上勤務した者について行う。次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、昇給の資格を有しない。

- ①業務成績不良の者
- ②業務外の事由により、実就業日数が所定の就業日数の 3 分の 2 に達しない者
- ③休職中の者
- ④退職手続中の者
- ⑤その他昇給することが不相当と認められる者

(賞与の支給)

第 26 条 法人は、各職員が自分のコストを認識し、業務の無駄をなくし、法人の経営力を高めようとする努力について評価を行い、その成果である法人の収益を分配することを目的として賞与を支給する。よって、賞与は、必ずしも支給されるものではない。

- 2 賞与は、原則として 1 2 月に支給する。
- 3 一決算期を通して、法人の業績が著しく向上した場合、職員に対し、臨時賞与（決算賞与）を支給することがある。

(賞与の算定期間)

第 27 条 賞与の算定期間は、次のとおりとする。

1 2 月賞与	1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日
---------	-----------------------

(賞与受給資格者及び欠格者)

第 28 条 賞与受給資格者は、支給日当日に在籍する職員とする。ただし、次に掲げる者につ

いては、その資格を失うものとする。

- ①勤務実績が6ヶ月以下の者
- ②勤務成績不良の者
- ③休職中（2ヵ月以上）の者
- ④その他賞与を支給することが不適当と認められる者

附則

（規則の改廃）

第29条 この規則の改廃は、職員代表の意見を聴いて行う。

- 2 この規則に明記なき事項については労働基準法・労働安全衛生法及び労働関係諸法令の定めを遵守する。

（実施期日）

この規程は、平成23年3月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年2月1日より施行する

この規定は、令和5年7月25日に改正し、施行する。

【改訂履歴】

平成23年3月1日制定

平成28年4月1日制定

令和4年2月1日制定

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん	事業年度	2023年4月1日～2024年3月31日
-----	------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員	140,000 円
賛助会員	438,000 円
EFC 会員 年会費	150,000 円
訪問看護収益	66,916,876 円
居宅介護収益	45,749,114 円
放課後等デイ収益	32,676,223 円
多機能収益	25,828,601 円
EFC 収益	96,186 円
受取寄付金	159,515 円
受取補助金	5,496,000 円
受取利息	325 円
雑収入	27,300 円
	円
	円
合 計	177,678,140 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
日本政策金融公庫（長期借入金）	38,000,000 円
きらぼし銀行（長期借入金）	10,000,000 円
	円
	円
	円
合 計	48,000,000 円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		107,615,361 円	法律に規定された看護、介護給付費等、国、地方自治体負担金
		37,773,930 円	法律に規定された看護報酬の国、地方自治体負担金
		3,390,000 円	「重症児とその家族に対する支援活動応援助成」助成金
		1,905,750 円	医療的ケア児の通学支援事業受託料
		1,080,000 円	新宿区による左記事業者に対する補助金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	
		14,745,790 円	社会保険料法人負担分
		5,996,063 円	役員給与
		5,874,000 円	事務所、付属駐車場賃借料
		4,858,000 円	役員給与
		3,960,000 円	事務所（曙橋）賃借料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額] 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

[illegible]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2023 年 4 月 1 日 ～2024 年 3 月 31 日
---------	---------------------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
49 人	45,465,364 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住　所　　　等	支出年月日	支　出　金　額	寄　附　の　目　的　等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合　計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	2023年4月1日～2024年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「④～⑨」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑨」については、イに記載する各期間（「④」から「⑨」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「④」から「⑨」については、イに記載する各期間（「④」から「⑨」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		7人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
田中 歩		理事		○							2015年4月4日 就任
松尾陽子		理事		○							2011年2月4日 就任
岩永博大		理事		○							2007年1月12日 就任
松井優子		理事		○							2011年2月4日 就任
鈴木健太		理事		○							2016年4月4日 就任
町田 文		理事		○							2022年5月25日 就任
矢沢 正春		監事		○							2019年1月1日就 任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（Web 会計）使用 ルーズリーフ	随時	7 年
仕訳日記帳	会計ソフト（Web 会計）使用 ルーズリーフ	随時	7 年
小口現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7 年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7 年
給与台帳	給与計算ソフト（Web 給与）使用 ルーズリーフ	月1回	7 年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td> ☒ する </td> <td> ☐ しない </td> </tr> </table>	同 意		☒ する	☐ しない
同 意							
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん
-----	------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人えがおさんさん	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ